

告 示

○農林水産省告示第六号  
国土交通省

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域を平成二十七年七月十三日をもって次のとおり指定したので、同条第二項の規定により公示する。  
平成二十七年七月二十八日

離島振興対策実施地域

地域名	県名	指定地域	備考
大島	香川県	高松市大島	

○農林水産省告示第七号  
国土交通省

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、同令第六条の三第二十三項及び第二十八条の九第二十五項の規定により告示する。  
平成二十七年七月二十八日

総務大臣 山本 早苗  
農林水産大臣 林 芳正  
国土交通大臣 太田 昭宏  
租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域の名称	地 区	計画を策定した者	計画の期間
直島諸島	香川県香川郡直島町 直島	直島町長	平成二十七年三月一日から平成三十二年二月二十八日まで
五島列島	長崎県五島市 福江島、奈留島、久賀島、枕島、前島、黄島、赤島、黒島、嵯峨島、麻小島、島山島	五島市長	平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第三百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

1の生物学的製剤の表インフルエンザH1N1の項を次のように改める。

インフルエンザH1N1	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。	2 卵中和試験法を用いるとき。
	652,300円	802,400円
	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。
	2 卵中和試験法を用いるとき。	2 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。
	小分製品につき	小分製品につき
	(1) 内容量が0.25mLであるとき。	(1) 内容量が0.25mLであるとき。
	186本	216本
	(2) 内容量が0.5mLであるとき。	(2) 内容量が0.5mLであるとき。
	106本	136本
	(3) 内容量が1mLであるとき。	(3) 内容量が1mLであるとき。
	54本	69本
	(4) 内容量が10mLであるとき。	(4) 内容量が10mLであるとき。
	7本	7本

○厚生労働省告示第三百二十六号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十七年八月から平成二十八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十七年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久